

## 事後アンケートまとめ（HP公開用）

### 質問

分類	意見・質問	回答案
特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所の基準が十分に理解できなかった。	特定屋外喫煙場所の基準は、原則、屋外にあり、以下のすべてを満たすことが必要です。個別事例については、ご相談ください。 ①喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること。 ②喫煙できる場所である旨が記載された標識を掲示すること。 ③利用者が通常立ち入らない場所であること。
	第一種施設に該当する場合、「敷地内禁煙」の表示義務はあるのか。説明では、施設の判断でということであったが、法的に表示義務はないと考えてよいのか。	第一種施設における「敷地内禁煙」の表示義務はありませんが、特定屋外喫煙場所を設ける場合、該当場所に「特定屋外喫煙場所」を示す表示が必要です。
	特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識の形状、大きさ、設置についての留意事項や決まりはあるのか。	形状等に決まりはありませんが、施設利用者にわかりやすい掲示をお願いします。 とりネットから標識例をダウンロードできますので、御活用ください。また、県内保健所及び県庁健康政策課では、一部の標識例を窓口でお渡しすることができます。 (「とりネット 健康政策課」 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/</a> ) なお、厚生労働省でも、標識例が示されていますので、参考にしてください。
	喫煙できる場所についての標識はサイズ、文字等の決まりはありますか。	(「とりネット 健康政策課」 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/</a> ) なお、厚生労働省でも、標識例が示されていますので、参考にしてください。 (「厚生労働省受動喫煙対策特設サイト」 <a href="https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/">https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/</a> )
	標識について、県から配布されることはないんですか。自分で作成しなければならないでしょうか。以前、保健所から禁煙の施設所の貼紙を配布(登録)いただいたことがあります。	第一種施設にかかる特定屋外喫煙場所の設置等に関する届出、報告に規定はありません。 なお、既存特定飲食提供施設において喫煙可能室については、届出が必要となります(2020年4月1日施行)。
	7月からの施行で、「届出」「報告」等がありますか。	第一種施設に停車した車内での喫煙は法規制の対象となりますので、敷地内で喫煙しないよう注意喚起をお願いします。 また、各施設におかれましても、啓発チラシ等を活用した、施設利用者等への普及啓発をよろしくお願ひします。 とりネットから、県が作成した受動喫煙防止に関するチラシをダウンロードできますので、御活用ください。
駐車場での喫煙	施設利用者の送迎をされる場合、たばこの臭いがする方がいる。駐車場で車を止めて吸われているようなので、どのように注意したらよいか。子どもの受動喫煙が気になります。	第一種施設に停車した車内での喫煙は法規制の対象となりますので、敷地内で喫煙しないよう注意喚起をお願いします。 また、各施設におかれましても、啓発チラシ等を活用した、施設利用者等への普及啓発をよろしくお願ひします。 とりネットから、県が作成した受動喫煙防止に関するチラシをダウンロードできますので、御活用ください。
	敷地内禁煙で道路をはさんでの駐車場の扱いについて詳しく説明がもらえたら。 敷地外駐車場と見なせる要件	第一種施設と道を挟んで反対側に駐車場がある場合等も、施設利用者等が一体的に利用する場合は、同一施設の敷地と見なし、敷地内禁煙です。施設利用者や職員の受動喫煙防止への配慮をお願いします。
その他受動喫煙	敷地に面した他人の空地で喫煙することは問題ありませんか。	特定施設以外での喫煙については、法規制の範囲外ですが、該当場所における喫煙マナーや、特定施設内にたばこの煙が流出しないよう配慮していただく必要があります。
第二種施設	第二種施設対象の説明会はありますか。	今後、第二種施設を対象とした説明会も開催予定です(時期未定)。
	2020年4月以降の全面施行において、地域地縁団体(市町村の区)の公民館も対象に含まれますか。	公民館は第二種施設に区分され、2020年4月以降、原則建物内禁煙となります。
相談窓口	喫煙室等の設置やその他相談等する場合の窓口を教えてください。	県庁健康政策課、又はお近くの保健所までお問合せ下さい。 また、厚生労働省が設置する「受動喫煙に係るコールセンター」もあります。 電話:03-5539-0303(9:30~18:15 土日・祝日を除く)
啓発講演等の開催	職員への禁煙に関する学習会とかしたいのですが、医師に頼もうとしているのですが、他頼めるところがないかな。	・鳥取県では、がんに関する、医師や保健師等による出張がん予防教室を実施しています。詳細は県HPをご覧ください。 「とりネット 健康政策課」( <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/196051.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/196051.htm</a> )
	教職員等に対する個別の禁煙の害についての説明会等、禁煙に向けたイベント等はありませんでしょうか。	・例年、県内保健所や市町村、患者会等において、禁煙デー(5月31日)やがん征圧月間(9月)等に併せた啓発イベント等を開催しています。
啓発映像	施設利用者等へ、映像で説明をしたいと思ひます。どこか借用できる場所はありますか。	「政府インターネットテレビ」( <a href="https://nettv.gov-online.go.jp/">https://nettv.gov-online.go.jp/</a> )や、「厚生労働省受動喫煙対策特設サイト」( <a href="https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/">https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/</a> )では、内閣府が作成した受動喫煙(たばこの害)に関する映像が閲覧可能です。
電子たばこ	電子たばこはニコチンを発しているというのに許可されていないのに、改正法の対象外となっているのはなぜでしょうか。	電子たばこは、たばこ葉を使用せず、製造たばこや製造たばこ代用品に該当しないことから、規制対象外となっています。なお、加熱式たばこは規制対象です。
その他	煙についての説明、大変参考になります。たばこ以外の煙は他にもあります。お灸を据える際、もぐさ、線香、宗教上お寺、お墓、煙をあおぐ習慣風習など-成分上どうなのでしょう。大丈夫という認識ではいるすが間違っているのでしょうか。焚火、火事はもちろん有害とわかります。	一般的な使用方法において、健康被害は少ないと思ひますが、アレルギーをお持ちの方、気管支疾患の方等は、対象製品の含有成分等を御確認の上、適切な使用方法をお守りください。

要望等

分類	要望等	回答案
特定屋外喫煙場所	第一種施設の「特定屋外喫煙場所」について新たな情報 特定屋外喫煙場所について、国から示される新たな情報について適宜示していただきますようお願いいたします。	国からの情報があり次第、関係施設等へ情報提供させていただきます。
啓発物の作成	幼稚園、保育園の保護者向けに資料等で協力を求めるようにするしかないと思っておりますので、ポスター・掲示資料等配布があればと思います。	とりネットから、県が作成した受動喫煙防止に関するチラシをダウンロードできますので、御活用ください。 「とりネット 健康政策課 ( <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/</a> )」
	今後、保護者や関係者への敷地内禁煙についてお知らせと理解を求めていかなければならないが、改めてわかりやすい手紙等が県や市から出していただけると助かります。(9月に運動会を迎えるにあたり周知していきたい)	
標識	広く県民に積極的に広報、次世代(小中高校生)に学んでもらう仕組みを作ってほしい。 保育所で保護者に配るチラシを作ってほしい(保育園、小中学校統一でもよい)。 喫煙者が増えない根本的な仕組みと喫煙者がたばこをやめる積極的な介入の仕組み(マンツーマンの指導など)を作ってほしい。	中学生、高校生向けリーフレットは、厚生労働省受動喫煙対策特設サイトでも掲載しています。 「厚生労働省受動喫煙対策特設サイト ( <a href="https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/">https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/</a> )」
	禁煙区域であるということを示す看板が、それに替わる表示を園内、敷地内につけたいので配布していただけるとありがたい。 喫煙防止案内板の制作費用の補助 案内板(イラスト等)のひな型の提供	
喫煙所設置	喫煙施設設置費	とりネットから標識例をダウンロードできますので、御活用ください。また、県内保健所及び県庁健康政策課では、一部の標識例を窓口でお渡しすることができます。 国の「受動喫煙防止対策補助金」が活用できる場合がありますので、御確認下さい。 「厚生労働省 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html</a> )」
	利用者のための、特定屋外喫煙場所が設置できない場合、設置できるような支援	

お問合せ・相談窓口

県庁健康政策課	電話:0857-26-7769 ファクシミリ:0857-26-8143 住所:鳥取市東町一丁目220
鳥取市保健所	電話:0857-22-5695 ファクシミリ:0857-22-5669 住所:鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館2階
中部総合事務所福祉保健局 (倉吉保健所)	電話:0858-23-3146 ファクシミリ:0858-23-4803 住所:倉吉市東巖城町2番地
西部総合事務所福祉保健局 (米子保健所)	電話:0859-31-9319 ファクシミリ:0859-34-1392 住所:米子市東福原一丁目1-45
厚生労働省「受動喫煙に係るコールセンター」	電話:03-5539-0303 (9:30~18:15 土日・祝日を除く)